

◎金融庁総合政策局 大城健司参事官

新たに施行される「企業価値担保権制度」が持つ意味

2026年5月25日に施行される「事業性融資の推進等に関する法律（企業価値担保権制度）」。企業の将来性含む事業全体を担保に融資するという、この新しい担保権制度は今後の金融機関の融資慣行にどう影響するのか。金融庁総合政策局の大城健司参事官に聞いた。

——企業価値担保権制度とは？

大城 企業の事業内容や将来の成長可能性に着目した融資を後押しするためのものです。制度名に「担保」とありますが、従来の担保制度とは大きく異なります。不動産など個別資産の価値ではなく、企業の総財産を一体として捉え、事業から将来生み出される経済価値も含めて評価するという点が特徴です。

ブランド力や技術力、顧客基盤といった無形資産、それらを背景に将来獲得されるキャッシュ



ユフローまで含めた事業の将来性に着目することを前提とします。単なる担保制度というより、これまでの「事業性評価」に法的裏付けをし、制度として具体化したものだと思っております。この点が適切だと思えます。

何をリスク評価の中心に置くのか

——制度が創設された理由は？

大城 日本の融資慣行は長らく、不動産担保や経営者保証といった「保全重視型」が主流でした。

しかし現在、日本経済

は緩やかな成長基調にあり、設備投資は2023年度に名目100兆円を超え、名目GDPも600兆円台に達しています。他方、

IT企業やスタートアップなど、有形資産を必ずしも持たない企業

が成長の担い手となってきています。

こうした企業に対し、従来型の担保融資では資金供給が難しい。そこで、企業の将来性・事業内容・キャッシュフローを重視した融資を制度的に後押しする仕組みとして、企業価値担保権制度が創設されました。

——この制度には「信託」の枠

組みが使われます。理由は？

大城 この法律の下で企業価値担保権に関する信託業務の免許

を受けた者（企業価値担保権信託会社）が必ず介在するように

することで、安定的な制度運用を確保するためです。信託を用いずに、金融機関のみが利用できる制度とする、という方向性も模索されましたが、多様な資金調達の可能性を閉ざさないようにさまざまな貸し手が制度を利用できる必要がある、という意見もありました。この二つの

要請にこたえるため、信託を利用することで、法律上は担保権者と貸し手を分けて考えて、担保権者を企業価値担保権信託会社に限定する一方、貸し手を限定しないこととしました。

こうした信託業務の内容は一般的な信託よりも簡素であり、

金融機関が企業価値担保権を利用する場合の手続きなどは、抵当権等と大きくは変わりません。なお、銀行など、すでに企業価値





特集

金利上昇時代の資金繰り

値担保権信託会社と同等以上の業務を行える金融機関は、より簡素な手続きで、この法律に基づき免許を受けたものとみなされます。

——「企業価値」はどのように測られるのですか。

大城 重要なのは、「どのような事業を行っているのか」「どのような競争優位性があるのか」「中長期の事業計画は現実的か」

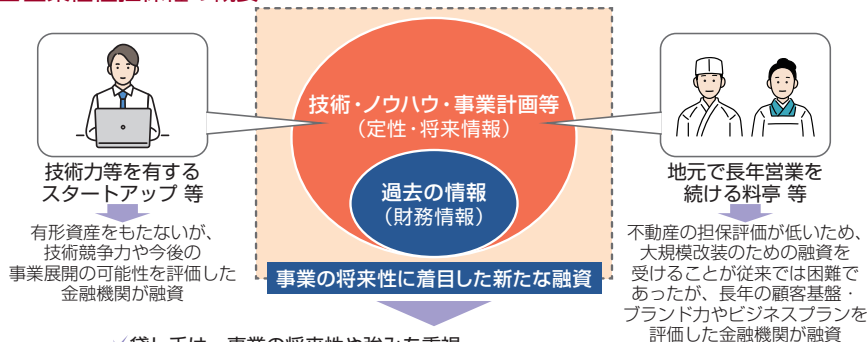
「計画は実行され、成果が出ているか」といった点を、金融機関と企業が継続的なコミュニケーションを通じて確認していくことです。これは一度きりの評価ではなく、融資後も事業の進捗を見守り、必要に応じて修正や支援を行っていくことが前提となります。

——金融機関にどのような行動が求められますか。

大城 従来以上に深い事業理解が求められます。具体的には、①事業計画の内容を精査し、十分に理解する②定期的にモニタリングを行う③計画からの乖離があれば早期に対話する④問題が表面化する前に支援策を検討する——などの対応が必要です。金融機関は、「雨が降ったら傘を

取り上げる」と批判されることもありましたが、この制度では雨が降る前から備え、降りそうになったら安全な場所へ誘導し、万一降ってきても借り手と伴走する金融の実践が期待されます。モニタリングに当たり、事前にコベナンツの設定が有用な場面も想定されます。この場合、個別事案の特性に照らして、適

■企業価値担保権の概要



- ✓ 貸し手は、事業の将来性や強みを重視
- ✓ 事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援も期待

切な財務・非財務のコベナンツを選択・合意することが求められます。なお、特定指標の悪化や重要な事業環境の変化といった事象を契機に、金融機関と企業の間で振り返りを行うことになりませんが、コベナンツは「回収のためのトリガー」ではなく、企業と認識を共有するための手段となる点が重要。大型投資や重要な財産の処分など、通常の事業活動の範囲を超える取引を行う場合には、担保権者との事前協議が必要です。

——経営者保証との関係は？

大城 当制度では、経営者保証に過度に依存しない融資を促す設計がなされています。粉飾決算などの特別な事情を除き、経営者保証の一律行使を抑制する規定が置かれているので、事業承継時の保証問題が課題となる次世代経営者への引き継ぎなどの活用可能性も広がるのではないかと期待されます。

——マンパワー不足など、金融機関への負担が気になります。

大城 その意味で税理士の先生方には、この制度において重要な「ハブ役」を担っていただければと期待しています。顧問税

理士は、企業の日常を最もよく理解できる立場におられます。資金繰りや経営者の思いを把握する存在として、「経営計画の整理」「モニタリング資料の整備」「金融機関との意思疎通補助」など、多くの場面で関与していただければと思います。

長期的に融資慣行を変えていく

——どのような企業での活用が想定されていますか。

大城 たとえば、有形資産は乏しいが、技術力や成長性が高い「スタートアップ」。長年の顧客基盤や信用、ブランド力を持つ「老舗企業・地域ブランド企業」。あるいは、経営者保証がネックになっている事業承継案件や、多数の金融機関からの借入金を整理し、再生資金を供給する事業再生案件などが考えられますが、これらに限らず、幅広いステージでの活用が想定されます。

——金融機関のメリットは？

大城 ①借り手を深く理解できる②信頼関係の下で、将来の資金調達などの相談を真つ先に受ける立場に立てる③長期的な取引関係を構築できる——といったメリットが考えられます。ま

※本年3月、事業性融資の融資後のモニタリングを行うにあたり、一般的に有用と考えられるコベナンツの規定例を紹介するため、「コベナンツに関する基本的な考え方」を含む契約書の書式例を金融庁ウェブサイト公表。

た、信頼関係の下で事業理解が進んでいる取引先については、格付けや引き当ての考え方に反映させる余地もあり、今後はこうした点についての知見共有も深めていきたいと考えています。

—— 制度利用の見通しは？

大城 件数の拡大を目的とはし

ていませんし、5月の施行後に多くの金融機関が一斉に利用を開始することも想定していません。重要なのは、制度趣旨に沿った質の高い取り組みを一つ一つ着実に積み上げていくことです。うまくいかない事例もあるかもしれませんが、それを当局

として責めるつもりはありません。むしろ失敗から学び、改善を続けていく姿勢が大事です。10年、20年という長期的な視点で、日本の融資慣行を少しずつ変えていく。その第一歩が、この制度だと位置づけています。

当制度は、単なる新しい担保

手法の追加ではありません。「企業をどう理解し、どう伴走するか」という金融の本質を、制度として問い直す取り組みです。金融機関、企業が同じ方向を向き対話を重ねることで、初めて機能する制度でもあります。

インタビュー！構成／本誌・高根文隆 